

重要

就学資金のてびき



公益財団法人 島根県育英会

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階
TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089
URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp>
メールアドレス info@shimane-ikuei.or.jp

返還が完了するまで大切に保管し、利用してください。
就学資金は貸与されたものです。最後まで責任をもって返還しましょう。

公益財団法人島根県育英会（以下「育英会」という）があなたに貸与した就学資金は、あなたが入学された学校の**最短修業年限を終了した翌月**（途中で退学または転学をした場合はその翌月）から、貸与を受けた金額の**100分の120に相当する額**を、元利均等月賦により**120月**の期間で返還していただきます。（島根県育英会就学資金貸与規程第12条第1項）

この就学資金は、先輩であるあなたからの返還金を直ちに後輩の就学資金として貸与する仕組みです。定められたルールに従い必ず返還してください。

この「てびき」は、返還開始前にしなければならない手続きと、返還期間中に住所などに異動を生じた場合の手続きについて記載してあります。また、手続きに要する様式が示してあるので、**必要時にコピーして使用**してください。

届出や電話照会の際には、必ず本人の就学生番号と氏名が分かるようにしてください。

なお、てびきの記載内容は変更される場合があります。最新の内容は、育英会のホームページ等で確認してください。

就学資金覚え書き

就 学 生 番 号	島就第 — — 号
氏 名	
借 用 金 額	
初 回 返 還 年 月	
最 終 回 返 還 年 月	
第 一 連 帯 保 証 人	
第 二 連 帯 保 証 人	

公益財団法人 島根県育英会

〒690-0887 松江市殿町 8 番地 3

島根県市町村振興センター 3 階

T E L 0852-28-1981 F A X 0852-26-2089

メールアドレス info@shimane-ikuei.or.jp

U R L <https://www.shimane-ikuei.or.jp>

目 次

就学資金のてびき

1	入学前に貸与を受ける場合	2
2	就学生異動届の提出（就学資金返還開始前 = 在学中）	2
3	就学資金の返還方法	2
4	返還期間中の手続	3
5	繰上げ返還	4
6	返還猶予	4
7	返還金の督促	4
8	時効についての確認事項	5
9	管轄の合意	5
10	返還完了の通知	5
11	その他	5
	島根県育英会就学資金貸与規程	6
	報告・届出等の様式	12

就学資金のてびき

1 入学前に貸与を受ける場合（規程第9条、11条、13条）

入学前に就学資金の貸与を受ける場合は、学校の合格通知書を提出してください。

なお、入学後にはただちに在学証明書を提出しなければなりません。

また、学校に入学しなかった場合には、就学生異動届を提出するとともに速やかに全額返還しなければなりません。

2 就学生異動届の提出（就学資金返還開始前＝在学中）（規程第11条）

次の事由が生じた場合は、直ちに就学生異動届（様式4）を提出してください。

就学生異動届には、第一連帯保証人か第二連帯保証人のいずれかの連署が必要です。

なお、次の(7)の場合は、就学資金返還者異動届・1（連帯保証人変更届）を、(8)の場合は、就学資金返還者異動届・2（住所等記載事項変更届）（いずれも様式7）も提出してください。

(1) 第2条第3項に定める学校に入学しなかったとき

(2) 休学（修得単位に加算される留学を除く。以下同じ。）をするとき又は休学中の者が復学をするとき

(3) 転学をするとき

(4) 退学をするとき

(5) 退学の処分を受けたとき

(6) 停学その他の処分を受けたとき

(7) 連帯保証人を変更する必要があるとき

第一連帯保証人又は第二連帯保証人の死亡その他の事由で変更する場合は、育英会（☎0852-28-1981）までお問い合わせください。

異動届にあわせて、本人および変更後の連帯保証人の自署押印（実印、印鑑登録証明書添付）による就学資金返還者異動届・1（様式7）（以下「返還者異動届・1」という。）の提出が必要となります。

※印鑑登録証明書は発行から3か月以内の原本

(8) 本人または連帯保証人の住所変更等があったとき

住所や氏名等に変更があった場合は、その都度、異動届、就学資金返還者異動届・2（住所等記載事項変更届）（様式7）（以下「返還者異動届・2」という。）を提出してください。書類の提出にあわせて、変更内容により次の書類を添付してください。返還者異動届・2の本人欄は本人の変更事項がない場合でも記入が必要です。

- ・各欄を記入もれのないよう自署で記入
- ・住所変更の場合は住民票を添付する
- ・姓変更の場合は戸籍抄本を添付する

※いずれの添付書類も発行から3か月以内の原本

3 就学資金の返還方法（規程第12条第2項）

(1) 就学資金の返還は、金融機関の口座振替によると定められており、返還金の振替口座を

どこに開設するか、提示の金融機関（7機関）のうちから指定してください。

なお、振替口座は本人のものとしします。

【金融機関、口座振替手数料一覧】

金融機関名	口座振替手数料	金融機関名	口座振替手数料
山陰合同銀行	55円	日本海信用金庫	55円
島根銀行	55円	西中国信用金庫	55円
しまね信用金庫	55円	ゆうちょ銀行	33円
島根中央信用金庫	55円	※手数料は変更になる場合があります。	

(毎月10,000円の割賦金をゆうちょ銀行で返還の場合は、10,033円が口座から引き落としとなります。)

- (2) 希望する金融機関が決まりましたら、「預(貯)金口座振替依頼書 自動払込利用申込書 ㊦」に必要事項を記入し、3枚とも、育英会へ提出してください。(直接、金融機関には提出しないでください。)

記入例については、12頁の資料1を参照してください。

- (3) 口座振替手数料は本人負担となっており、返還金額と合わせて振り替えます。消費税を含む口座振替手数料は、【金融機関、口座振替手数料一覧】のとおりです。

※ 口座振替手数料は状況により変更することがあります。育英会のホームページ等で確認してください。

- (4) 口座振替日は、毎月15日（その日が金融機関休業日のときは、翌営業日）です。その日にあなたが指定した金融機関の預貯金口座から、返還金（と振替手数料）を振り替えますので、残高不足にならないよう留意してください。

残高不足の場合は、次回返還日に次回返還金と合わせて振り替えることになります。

4 返還期間中の手続

- (1) 就学資金返還者異動届の提出（規程第19条）

ア 連帯保証人を変更する必要があるとき

第一連帯保証人又は第二連帯保証人の死亡その他の事由で変更する場合は、育英会（☎0852-28-1981）までお問い合わせください。

異動届にあわせて、本人および変更後の連帯保証人の自署押印（実印、印鑑登録証明書添付）による就学資金返還者異動届・1（様式7）（以下「返還者異動届・1」という。）の提出が必要となります。

※印鑑登録証明書は発行から3か月以内の原本

イ 本人または連帯保証人の住所変更等があったとき

住所や氏名等に変更があった場合は、その都度、異動届、就学資金返還者異動届・2（住所等記載事項変更届）（様式7）（以下「返還者異動届・2」という。）を提出してください。書類の提出にあわせて、変更内容により次の書類を添付してください。返還者異動届・2の本人欄は本人の変更事項がない場合でも記入が必要です。

・各欄を記入もれのないよう自署で記入

- ・住所変更の場合は住民票を添付する
- ・姓変更の場合は戸籍抄本を添付する

※いずれの添付書類も発行から3か月以内の原本

(2) 振替口座を変更する場合の手続

返還金振替口座を変更するには、書類を提出する必要があります。

振替口座を変更する必要があるときは、育英会に連絡してください。「預（貯）金口座振替依頼書 自動払込利用申込書㊦」を送ります。

なお、新口座の振替開始が可能となるまでは、旧口座から振り替えますので、それまで解約しないでください。

5 繰上げ返還（規程第15条）

就学資金の繰上げ返還は、返還未済額の全額を一括返還する場合に限り認められます。その場合、返還開始前（在学期間）の据置期間中に係る利息分も含むものとします。

繰上げ返還を希望するときは、育英会に連絡してください。育英会の指定する返還日にあなたの口座から引き落としができるよう振替金額の変更処理を行います。

6 返還猶予（規程第16条）

特定の事由がある場合に限り、2年以内を限度として就学資金の返還猶予が認められます。特定の事由とは次の場合で、それぞれ（ ）内の証明書等が必要です。

- (1) 大学院、専門学校等、規程第2条第3項に定める学校に入学したとき（入学許可証の写し。後日在学証明書）
- (2) 生活保護法に基づく被保護者となったとき（生活保護受給証明書）
- (3) 災害または傷病により就学資金の返還が著しく困難になったとき（り災証明書等または診断書等）
- (4) そのほか、止むを得ない事由により就学資金の返還が著しく困難になったとき（証明する書類について、育英会に事由を説明し相談すること。）

返還猶予を希望する場合は、育英会に連絡をし、指示を受けて、就学資金返還猶予願（様式6）に、猶予を要する事由を証する書類を添付して提出してください。

返還猶予が認められた場合は、認められた期間終了の翌月から返還開始となります。

7 返還金の督促

貸与した就学資金の返還は、あなたが責任をもって行わなければなりません。あなたが返還しなければ、第一連帯保証人や第二連帯保証人に請求します。

- (1) 滞納者に対しては、文書や電話による督促のほか、自宅や勤務先へ集金と今後の返還方法の相談のために訪問することもあります。
- (2) 約束の返還期日を過ぎて滞納した場合は、延滞金を徴することになります。延滞金の額は、返還期日を6か月過ぎるごとに、滞納額の5パーセントと定められています。（規程第17条）
- (3) 滞納者は、返還残額（返還期日が来ていない額の全部と滞納分）を一括して返還しなけ

ればならない場合があります。(規程第 14 条)

(4) 滞納者には、支払督促の申立から強制執行に至るまでの**法的手続き**をとることがあります。

なお、この場合**手続きにかかった費用は滞納者の負担**になります。

(5) 返還金は、返還期日が過ぎているかどうかにより**充当順位**があります。(規程第 18 条)

8 時効についての確認事項

就学生又は連帯保証人のいずれかに時効の完成猶予又は時効の更新事由が生じたときは、その効力は当該事由の生じた者以外の就学生又は連帯保証人にも及ぶこととします。

9 管轄の合意

民事訴訟法第 11 条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

10 返還完了の通知

就学資金の**返還が完了**したときは、そのことを本人に通知するとともに、提出されていた**返還誓約書(借用証書)**をお返しします。

11 その他

以上の説明は、**特殊な事例の手続き等**については省略してあります。このたびきの「**公益財団法人島根県育英会就学資金貸与規程**」を参照してください。

公益財団法人島根県育英会就学資金貸与規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 就学資金の貸与の申請、選考、決定等（第5条～第9条）
- 第3章 就学資金の貸与等及び貸与期間中の報告等（第10条～第11条）
- 第4章 就学資金の返還等及び返還期間中の報告等（第12条～第20条）
- 第5章 就学資金の返還免除及び手続（第21条～第23条）
- 第6章 補則（第24条）
- 附 則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人島根県育英会定款（平成23年4月1日施行）第3条に規定する目的を達成するため、本県出身の優秀な学生等で経済的な理由により修学困難な人に対し、一時金を貸与するために必要な手続等を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において「就学資金」とは、入学時の経済的負担を軽減するために貸与する一時金をいう。

2 この規程において「就学生」とは、就学資金の貸与を受ける人をいう。

3 この規程において「学生等」とは、次の各号のいずれかの学校（通信による教育課程及び別科（理事長が別に定めるものを除く。）を除く。）に入学しようとする本県出身の優れた学生又は生徒であって、修学に耐えることができる心身を有し、かつ、経済的理由により修学が困難である人をいう。

- (1) 大学院
- (2) 大学
- (3) 短期大学
- (4) 高等専門学校第4学年及び専攻科
- (5) 専修学校の専門課程（外国の大学の日本分校を除く。）

4 この規程において「本県出身」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 学生等の住所が島根県内に通算して5年以上ある場合
- (2) 父母又はこれに代わる人の住所が島根県内にある場合
- (3) 前2号に準ずる人として選考委員会において特に認めた場合

（就学資金の額及び利息）

第3条 就学資金の貸与額は、30万円、40万円、50万円、60万円、70万円、80万円、90万円又は100万円のうち、就学生がいずれかを選択し、理事長が決定した額とする。

2 就学資金は利息付きとする。

（連帯保証人）

第4条 就学資金の貸与を受けようとする学生等（以下「就学生志望者」という。）は、連帯

保証人2人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第一連帯保証人 本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む身元確実な成年者
- (2) 第二連帯保証人 当該年度の4月1日における年齢が65歳以下の人で独立の生計を営む身元確実な成年者

3 理事長は、必要があると認める場合は、就学資金の貸与を受けた学生等に対し、連帯保証人の追加又は連帯保証人の変更を求めることができる。

第2章 就学資金の貸与の申請、選考、決定等

(就学生願書の提出)

第5条 就学生志望者は、第一連帯保証人と連署の上、別に定める就学生願書（以下「就学生願書」という。）を別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する就学生願書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- (1) 就学生志望者の属する世帯の全員に係る所得を証する書類（以下「所得証明書」という。）
- (2) 個人調査報告書又は学業成績表（以下「調査書等」という。）

3 調査書等は、次の各号の就学生志望者に応じ当該各号に定める学校等の長が証明したものでなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した人（卒業見込みの人を含む。） 当該高等学校の長
- (2) 第2条第3項に定める学生等である人 当該学校等の長
- (3) 高等専門学校の第3学年に在学する人又は高等専門学校を卒業した人（卒業見込みの人を含む。） 当該高等専門学校の長
- (4) 専修学校の高等課程を卒業した人（卒業見込みの人を含む。） 当該専修学校の長

(大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験合格者の願書の提出の特例)

第6条 就学生に採用されることを志望する大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験合格者は、就学生願書（第一連帯保証人と連署したもの）に所得証明書と大学受験等に必要と大学入学資格検定合格成績証明書（大学入学資格検定規程第10条第2項に定める検定合格成績証明書をいう。）又は高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書（高等学校卒業程度認定試験規則第10条第2項に定める認定試験合格成績証明書をいう。）を添えて、別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

(就学生願書の取下届の提出等)

第7条 就学生願書を提出した人（以下「出願者」という。）は、就学生願書の提出後就学生の決定通知を受ける日の前日までに別に定める就学生願書取下届を理事長に提出することにより、就学生願書を取下げることができる。

2 出願者が、入学しなかった場合は、直ちに、その旨を理事長に連絡するものとする。

(就学生の選考及び決定)

第8条 選考委員会は、出願者のうち、特に優れた学生等で経済的理由により著しく修学が困難である人を選考するものとする。

2 前項の規定により行われる選考は、次の各号の判定に基づくものとする。

- (1) 特に優れた学生等であるかどうかどうにかについての総合判定
 - (2) 著しく修学が困難であるかどうかについての判定
- 3 就学生は、選考委員会の議を経て理事長がこれを決定する。
 - 4 理事長は、前項の規定により就学生を決定した場合は、出願者に文書で通知するものとする。

(就学資金返還誓約書（借用証書）等の提出)

- 第9条** 就学生の決定通知を受けた学生等は、直ちに、別に定める就学資金返還誓約書（借用証書）（第一連帯保証人及び第二連帯保証人と連署、押印したもの。以下「返還誓約書」という。）を理事長に提出しなければならない。
- 2 返還誓約書を提出する場合は、学校の合格通知書又は在学証明書、就学生本人の住民票抄本並びに第一連帯保証人及び第二連帯保証人の印鑑登録証明書を添付しなければならない。
 - 3 前項の場合において、合格通知書により手続きを行った就学生は、入学後速やかに在学証明書を理事長に提出しなければならない。

第3章 就学資金の貸与等及び貸与期間中の報告等

(就学資金の交付)

- 第10条** 理事長は、前条に規定する返還誓約書を受理したときは、遅滞なく就学資金を交付するものとする。
- 2 就学資金の交付は、金融機関に委託して交付する。

(就学生異動届)

- 第11条** 就学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、第一連帯保証人又は第二連帯保証人と連署の上、別に定める就学生異動届を理事長に提出しなければならない。
- (1) 第2条第3項に定める学校に入学しなかったとき。
 - (2) 休学（修得単位に加算される留学を除く。以下同じ。）をするとき又は休学中の人が復学をするとき。
 - (3) 転学をするとき。
 - (4) 退学をするとき。
 - (5) 退学の処分を受けたとき。
 - (6) 停学その他の処分を受けたとき。
 - (7) 第一連帯保証人又は第二連帯保証人を死亡その他の事由により変更しようとするとき。
 - (8) 返還誓約書に記載した事項に変更があったとき。

第4章 就学資金の返還等及び返還期間中の報告等

(就学資金の返還)

- 第12条** 就学資金を返還しようとする人（以下「就学資金返還者」という。）は、就学生として入学した学校の最短修業年限を終了した翌月（途中で退学又は転学をした場合はその翌月）から、貸与を受けた金額の100分の120に相当する額を元利均等月賦により120月の期間で返還しなければならない。

- 2 就学資金の返還は、別に定める金融機関の口座振替の方法によらなければならない。
- 3 就学資金返還者が島根県奨学金返還助成制度の対象者となったときは、理事長が別に定めるところにより、返還すべき就学資金の全部又は一部を助成することができる。
- 4 就学資金返還者の申し出により理事長が必要と認めるものについては、別の返還期間及び返還方法を指示することができる。

(入学しなかった場合の返還金)

- 第13条** 就学生が就学資金の貸与を受けた後、第2条第3項各号に定める学校に入学しなかった場合には、理事長に就学生異動届を提出するとともに、速やかに貸与を受けた就学資金の全額を一括して返還しなければならない。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、前項の返還金には、利息を付さないものとする。
 - 3 入学しなかった場合で、一括返還が困難と認められる場合には、理事長は就学生の申し出により、分割による返還を認めることができる。
 - 4 前項の場合には、貸与を受けた金額の100分の120に相当する額を元利均等月賦により120月の期間で返還しなければならない。

(就学資金の全部返還)

- 第14条** 就学資金返還者が支払能力を有しているにもかかわらず、割賦金の額の返還を著しく怠ったと理事長が認める場合は、理事長が指定する期日までに返還未済額の全部を返還するよう文書で請求する。

(就学資金の繰上げ返還)

- 第15条** 就学資金返還者は、貸与を受けた就学資金を返還未済額全額（据置期間中に係る利息を含む。）に繰り上げて返還することができる。

(就学資金の返還猶予)

- 第16条** 就学資金返還者が次の各号の事由により貸与を受けた就学資金の返還猶予を希望する場合は、別に定める就学資金返還猶予願にその事由を証する書類を添えて理事長に提出しなければならない。
- (1) 第2条第3項各号に定める学校に入学したとき。
 - (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者となったとき。
 - (3) 災害又は傷病により就学資金の返還が著しく困難になったとき。
 - (4) そのほか、止むを得ない事由により就学資金の返還が著しく困難になったとき。
- 2 理事長は、就学資金の返還を猶予する必要があると認めたときは、2年以内の期間（就学資金返還者が前項第1号の事由に該当する場合で理事長が認めたときにあつては、理事長が認める期間）を限度として返還の猶予をすることができる。
 - 3 理事長は、前項の規定により就学資金の返還猶予をした場合は、本人にその旨を文書で通知する。
 - 4 理事長は、第1項に定める事由により就学資金の返還の猶予をしている期間中に特に必要があると認める場合は、その事由を証する書類を提出させることができる。

(割賦金に係る延滞金)

第17条 就学資金返還者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。ただし、割賦金が返還期日から起算して1月を経過する日（当該期日が金融機関の休業日である場合において、その翌営業日を期限とするものを含む。）までに返還され、かつ、当該割賦金の延滞が発生した時点において、当該割賦金に係る就学資金の他の割賦金の返還を延滞していない場合にあっては、この限りではない。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金（就学資金については利息を除く。）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365日当たり）5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、就学資金返還者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することができる。

(返還金の充当)

第18条 就学資金返還者から返還金の支払があった場合は、返還期日の早く到来したものから充当する。

(就学資金返還者の異動届)

第19条 就学資金返還者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、別に定める異動届を理事長に提出しなければならない。この場合においては、第9条第2項に準ずる書類を添付しなければならない。

- (1) 第一連帯保証人又は第二連帯保証人を死亡その他の事由により変更しようとするとき。
- (2) 返還誓約書に記載した事項に変更があったとき。

(死亡届の提出)

第20条 現に就学生である人又は就学資金返還者が死亡した場合は、相続人又は第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人は、直ちに、別に定める死亡届に死亡事実が記載された証明書等を添付して理事長に提出しなければならない。

第5章 就学資金の返還免除及び手続

(返還免除)

第21条 理事長は、現に就学生である人又は就学資金返還者が死亡又は心身障害により就学資金の返還ができなくなった場合において、相続人又は第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人の何れにも返還能力がないと認めるときは、当該就学生又は当該就学資金返還者が貸与を受けた就学資金の返還未済額の全額又は一部の額の返還を免除することができる。

(返還免除の手続)

第22条 就学生であった人又は相続人、第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人が就学資金の返還免除を受けようとする場合は、第一連帯保証人又は第二連帯保証人と連署の上、別に定める就学資金返還免除願を理事長に提出しなければならない。

2 就学資金返還免除願には、次の各号による書類を添付しなければならない。

- (1) 死亡によるときは、個人事項証明書その他公的な証明書

- (2) 心身の障害によるときは、当該障害の事実及び程度を証する医師等の診断書並びに返還できなくなった事情を証する書類

(返還免除の決定)

第23条 就学資金返還免除願の提出があった場合は、理事会がこれを審査のうえ返還免除を行うかどうかの決定をするものとする。

2 理事長は、前項の決定があった場合は、就学資金返還免除願を提出した人に文書で通知するものとする。

第6章 補 則

(実施細目)

第24条 この規程の実施に関し必要な事項及び各種様式は、理事長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成14年4月2日から施行し、平成14年度決定に係る就学生から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度決定に係る就学生から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

様式1 (規程第5条関係) 鳥根県育英会就学生願書・・・省略

様式2 (規程第7条関係) 就学生願書取下届・・・省略

様式3 (規程第9条関係) 就学資金返還誓約書・・・省略

様式8 (規程第20条関係) 死亡届・・・省略

様式9 (規程第22条関係) 就学資金返還免除願・・・省略

就学資金を返還するために利用する口座振替依頼書の記入例
(3枚とも提出)

まず、ゆうちょ銀行を利用するか
他の金融機関を利用するか決める

預(貯)金口座振替依頼書
自動払込利用申込書 (印)

金融機関用

口座振替(自動払込)取扱金融機関 御中
公益財団法人島根県育英会理事長 様

住所は自宅の住所

就学生番号は正確に

私は、公益財団法人島根県育英会就学資金貸与規程第12条の規定による就学資金の返還を下記口座から預(貯)金振替または自動払込によって支払うこととしたいので、預(貯)金口座振替規定を承諾のうえ依頼します。

印鑑は2枚目、3枚目にも必ず押印すること

就学生番号	A B	—	〇	〇	—	〇	〇	〇	〇	氏名	島根太郎	現住所	〒 690-0887 松江市殿町1番地
返還口座名義人との関係	① 本人		2. その他 ()		TEL	0852 - XX - XXXX							

一預(貯)金口座振替規定一

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預(貯)金口座から引落しのうえ支払って下さい。この場合、預(貯)金規定または当座勘定規定にかかわらず、預(貯)金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預(貯)金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり育英会から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預(貯)金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。
- ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

I 返還する口座について

口座番号を間違えない

★ゆうちょ銀行以外

就学生本人名義の口座を記入する

育英 (銀行)・信用金庫		育英 (支店)	
金融機関コード	支店コード	① 普通 2. 当座 3. その他	口座番号
			/ 2 3 X X X X
フリガナ	シマネ タロウ		お届け印
口座名義人	島根太郎		
振替日	15日	金融機関休業日の場合は翌営業日	
種類	島根就学金		

金融機関コードが不明なら記入不要

通帳届け出印を間違えない

★ゆうちょ銀行

通帳記号、通帳番号を間違えない

取扱内容(種目コード)	新規(166)・変更(166)・解約(176)		
種別コード	通帳記号	通帳番号(右ツメで記入)	
30	/ 5 X X X の	0 0 0 / 2 3 X X	
フリガナ	シマネ タロウ		お届け印
口座名義人	島根太郎		
ご住所	〒 690-0887 松江市殿町1番地 TEL (0852-XX-XXXX)		
払込日	15日	払込開始年 月	2799
	金融機関休業日の場合は翌営業日	記入不要	公益財団法人島根県育英会

就学生本人名義の口座を記入する

通帳に書いてある住所

返還用口座は下記の金融機関の中から選んでください。

口座振替の手数料は就学生本人負担となっています。返還期日に割賦金とあわせて振り替えます。振替手数料は、消費税を含めて、次のとおりです。

ゆうちょ銀行	33円	山陰合同銀行	55円
島根銀行	55円	しまね信用金庫	55円
島根中央信用金庫	55円	日本海信用金庫	55円
西中国信用金庫	55円		

※手数料は変更になる場合があります。育英会のホームページ等で確認してください。

様式4（規程第11条関係）

（このページをコピーして書類を作成してください。）

※各自が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

就学生異動届

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

就学生番号 島就第 - - 号

住 所 〒 -

氏 名

T E L

第 一 連 帯 保 証 人

住 所 〒 -

氏 名

T E L

下記の事項に異動が生じたので、公益財団法人島根県育英会就学資金貸与規程第11条の規定により届け出ます。

記

1 異 動 事 項（該当の個所を○で囲んでください。）

ア 休学（ 年 月 日付、休学期間 ）

イ 転学（ 年 月 日付）

ウ 退学（ 年 月 日付）

エ 退学処分（ 年 月 日付）

オ 就学資金返還誓約書記載の第一連帯保証人又は第二連帯保証人を変更する。

カ 就学資金返還誓約書の本人又は第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人の記載事項に変更が生じた。

キ その他

2 上記の異動事項が生じた理由

（オ、カの場合は、就学資金返還者異動届・1又は2（様式7）も提出してください。）

様式6（規程第16条関係）

（このページをコピーして書類を作成してください。）

※各自が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

就学資金返還猶予願

出身学校名

就学生番号 島就第 - - 号

就学生の氏名

次のとおり就学資金の返還を猶予していただきたいのでお願いします。

1 猶予の希望期間 年 月 日から
(2年以内) 年 月 日まで

2 猶予を希望する事由（詳細に）

年 月 日

本人
住所 〒 -

氏名

第一連帯保証人
住所 〒 -

氏名

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

注) 1 猶予を希望する事由を証明する書類を添付する。

2 出身学校名は、就学資金の貸与を受けて入学した学校名を記入する。

様式7（規程第11条・19条関係）

（このページをコピーして書類を作成してください。）

※各自が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

就学資金返還者異動届・1（連帯保証人変更届）

借用金額

円

私は、公益財団法人鳥根県育英会の就学生として上記の金額を借用しました。ついては、公益財団法人鳥根県育英会就学資金貸与規程の規定を守り、「就学資金のてびき」記載の取扱にしたがい借用金額を返還することを誓約します。

年 月 日

公益財団法人鳥根県育英会 理事長 様

本人	就学生番号		実印	本人欄の記入は必須 (本人自署)
	印鑑登録証明書に記載の住所	〒 -		
	フリガナ		勤務先名	
	氏名		☎	
	電話番号	(自宅) (携帯)		
第一連帯保証人	印鑑登録証明書に記載の住所	〒 -	実印	変更のある人の欄のみ全て記入してください。
	フリガナ		勤務先名	
	氏名		☎	
	電話番号	(自宅) (携帯)		
	本人との関係			
第二連帯保証人	印鑑登録証明書に記載の住所	〒 -	実印	変更のある人の欄のみ全て記入してください。
	フリガナ		勤務先名	
	氏名		☎	
	電話番号	(自宅) (携帯)		
	本人との関係			
	生年月日			

※1 本人欄の記入は必須、次に変更のある人（該当者）の欄をいずれも自署で記入する

※2 本人、該当者の欄に実印押印のうえ印鑑登録証明書（発行後3か月以内の原本）を添付する

- 異動事項（※の該当箇所を○で囲んでください。）
借用証書記載の（ ※第一連帯保証人 ・ ※第二連帯保証人 ）を変更する。
- 異動の理由（具体的に記入）

- 時効についての確認事項
就学生又は連帯保証人のいずれかに時効の完成猶予又は時効の更新事由が生じたときは、その効力は当該事由の生じた者以外の就学生又は連帯保証人にも及ぶこととします。
- 管轄の合意
民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人鳥根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

様式7（規程第11条・19条関係）

（このページをコピーして書類を作成してください。）

※各自が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

就学資金返還者異動届・2（住所等記載事項変更届）

借用金額 円

私は、公益財団法人島根県育英会の就学生として上記の金額を借用しました。ついては、公益財団法人島根県育英会就学資金貸与規程の規定を守り、「就学資金のてびき」記載の取扱にしたがい借用金額を返還することを誓約します。

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人	就学生番号			本人欄の記入は必須 (本人自署)
	住民票に記載の住所	〒	-	
	フリガナ		勤務先名	
	氏名		☎	
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
第一連帯保証人	住民票に記載の住所	〒	-	変更のある人の欄のみ全て記入してください。 それぞれ自署してください。
	フリガナ		勤務先名	
	氏名		☎	
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
	本人との関係			
	生年月日			
第二連帯保証人	住民票に記載の住所	〒	-	変更のある人の欄のみ全て記入してください。 それぞれ自署してください。
	フリガナ		勤務先名	
	氏名		☎	
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
	本人との関係			
	生年月日			

※1 本人欄の記入は必須、次に変更のある人の欄をいずれも自署で記入する

※2 住所変更の場合は住民票（発行後3か月以内の原本）を添付する

※3 姓変更の場合は戸籍抄本（発行後3か月以内の原本）を添付する

- 1 異動事項（※の該当箇所を○で囲んでください。）
借用証書記載の（ ※本人 ・ ※第一連帯保証人 ・ ※第二連帯保証人 ）の記載事項に変更が生じた。

- 2 異動事項の内容（具体的に記入）

- 3 異動の理由（具体的に記入）

- 4 時効についての確認事項

就学生又は連帯保証人のいずれかに時効の完成猶予又は時効の更新事由が生じたときは、その効力は当該事由の生じた者以外の就学生又は連帯保証人にも及ぶこととします。

- 5 管轄の合意

民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

このページをコピーして書類を作成してください。

※各自が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

勤務先（変更）届

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人	就学生番号	
	氏名	
	住所	〒 ☎
	勤務先名	 ☎
第一連帯保証人	氏名	
	住所	〒 ☎
	勤務先名	 ☎
第二連帯保証人	氏名	
	住所	〒 ☎
	勤務先名	 ☎